

立入検査の視点 (施設・環境面から)

横浜市健康福祉局医療安全課

本日の構成

- 1) 立入検査概要
- 2) 立入検査においてどこに注目しているか
(施設・環境面から)

立入検査の法的根拠

1) 医療の理念(医療法第1条第2項)

「医療は、生命の尊重と個人の尊厳の保持を旨とし、医師、歯科医師……その他の医療の担い手と医療を受ける者との信頼関係に基づき、及び医療を受ける者の心身の状況に応じて行われる……」

2) 国及び地方公共団体の役割(第1条第3項)

「……国民に対し良質かつ適正な医療を効率的に提供する体制が確保されるように努めなければならない。」

3) 方法(医療法第25条第1項)

「都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長は、必要があると認めるときは、病院、診療所若しくは助産所の開設者若しくは管理者に対し、必要な報告を命じ、又は当該職員に、**病院、診療所若しくは助産所に立ち入り、その有する人員若しくは清潔保持の状況、構造設備若しくは診療録、助産録、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。**」

立入検査の目的

- ・「医療施設を科学的で適正な医療をおこなう場」とするための検査(医療監視要綱)
- ・「犯罪捜査」の目的ではない
- ・横浜市では、開設した診療所に開設時調査を実施
- ・必要に応じて臨時立入検査を実施
 - ・医療事故が疑われる場合
 - ・医療法等法令違反が疑われ、現場の確認が必要な場合etc.

立入検査の内容

- ・医療従事者
- ・診療体制関係
 - ・医療安全管理体制
 - ・院内感染対策
 - ・医薬品安全管理
 - ・医療機器安全管理
- ・管理関係
 - ・院内掲示、職員健診、廃棄物処理etc.

立入検査に関連する主な法令

- | | |
|--------------|-------------------|
| ・医療法 | ・診療放射線技師法 |
| ・医師法 | ・放射線障害防止法 |
| ・歯科医師法 | ・電離放射線障害防止規則 |
| ・保健師助産師看護師法 | ・労働安全衛生法 |
| ・医薬品医療機器法 | ・労働安全衛生規則 |
| ・薬剤師法 | ・消防法 |
| ・麻薬及び向精神薬取締法 | ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 |
| ・毒物及び劇物取締法 | |

等

本日の構成

- 1) 立入検査概要
- 2) 立入検査においてどこに注目しているか
(施設・環境面から)

立入検査前

- 事前資料の確認。
- 昨年度からの構造等変更はないか。
- 図面に反映されているか。
- 部屋の用途は正しいか。

検査当日（院内巡視）

- 病室
- 廊下
- 食堂（療養病棟）
- 倉庫、リネン庫、汚物室等
- 検査室等
- マニホールド室
- 特別管理産業廃棄物倉庫

病院廊下幅

	一般病床	療養病床	精神病床	
			大学病院等 ※1	以外の病院
廊下幅	片側居室 1.8m以上	片側居室 1.8m以上	一般病床と同じ	療養病床と同じ
	両側居室 2.1m以上	両側居室 2.7m以上		
	《既設》 ※2	《既設》 ※2		
	片側居室 1.2m以上	片側居室 1.2m以上		
	両側居室 1.6m以上	両側居室 1.6m以上		

※1 大学病院（特定機能病院及び精神病床のみを有する病院を除く。）のほか、内科、外科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科を有する100床以上の病院（特定機能病院を除く。）のことをいう。

※2 既設とは、平成13年3月1日時点で既に開設の許可を受けている場合のことをいう。

マニホールド室のインシデント

- 震災によるマニホールド室内のポンベの転倒。
- 業者のポンベ交換時、誤閉による供給ストップ。
- 点検中に電源を入れ忘れた。日常点検時にランプが点灯していないことに気づき大事にはならなかったが、業者点検終了時にならず立ちあい、チェックをするようにマニュアルに書き足した。

